

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に  
基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す  
る基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）抜粋

（設備）

第 210 条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住  
宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保さ  
れる地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービ  
スを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外  
にあるようにしなければならない。